

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香川県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年7月31日

香川県監査委員 仲山省三
同 鍋嶋明人
同 綾田福雄
同 黒島啓

1 監査対象年度 平成22年度

2 措置の状況

団体名	監査の結果	措置の状況	
学校法人香川県明善学園	指導注意事項	物品の購入手続について、調達規程で1件又は1組5万円以上の物品を購入する場合は、伺書により事務局を通じて理事長の承認を得ると規定されているが、伺書が作成されていないなど、調達規程によらない取扱いを行っているものがあるので、規程どおり適正に処理する必要がある。	
学校法人高松中央高等学校	指導注意事項	特殊勤務手当について、規定の整備に不十分な点があるので、整備する必要がある。	
財団法人かがわ水と緑の財團法人	指導注意事項	緑化推進事業の次の事項について適正に執行する必要がある。 1 募金収入に伴う預金利息について、年度を超えて処理しているものがあったので、適正な所属年度の収入にすること。 2 会計処理について、仕	1 年度を超えて処理している募金収入に伴う預金利息については、今後は、財団法人かがわ水と緑の財團「会計規程」に基づき、適正に処理する。 2 今後は、仕訳を誤った場合は訂正仕訳を行う。 3 今後は、事業開始前に交付申請を行わせるとともに、実績報

		<p>訳を誤った場合は元の仕訳を破棄せず訂正仕訳を行うこと。</p> <p>3 緑の募金事業助成金について、事業開始前に交付申請を行わせるとともに、実績報告書には写真に加え、作業日誌を添付させること。</p>	<p>告書には、現在添付している写真のほか作業日誌を添付させる。</p> <p>緑化推進事業の業務執行に当たり、複数の職員で書類等の確認を行うなどチェック体制を強化した。</p>
財団法人香川いのちのリレー財団	指導注意事項	賛助会員会費について、収入調定が大幅に遅延しているものがあったので、適正に処理する必要がある。	事務処理が遅滞することなく、厳正な処理に努める。
社団法人香川県食鳥衛生検査センター	指導注意事項	基本財産の一部について一定期間普通預金で運用がされていたので、基本財産の管理に当たっては、安全かつ有利な運用をする必要がある。また、少額ではあるが、特定資産について、口頭承認のみで取り崩していたので議事録に残す必要がある。	基本財産の管理については、安全かつ有利な運用を図る。 また、特定資産の取り崩しについては、議案書、議事録に残るよう改善する。
財団法人香川県生活衛生営業指導センター	指導注意事項	委託事業（全国センター）特別会計において図書カードの管理が不十分であるので、適切に処理する必要がある。	図書カードの受払簿を作成するとともに、払出状況が明確になるよう改善した。